

春日井市公共用物（水路）使用料

区分	単位	金額（円）	
第1種電柱	1本1年につき	950	
第2種電柱		1,500	
第3種電柱		2,000	
第1種電話柱		850	
第2種電話柱		1,400	
第3種電話柱		1,900	
その他の柱類		85	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを埋設する場合		長さ1メートル1年につき	外径が0.07メートル未満のもの
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		510
	外径が1メートル以上のもの		1,000
通路	使用面積1平方メートル1年につき	1,700	
看板その他これに類するもの	使用面積1平方メートル1月につき	240	
材料置場その他これに類するもの		240	
宅地敷に類するもの		180	
その他	市長が定めるところによる。		

1. 使用物件の長さ若しくは使用面積が1メートル若しくは1平方メートル未満であるとき又はこれらの長さ若しくは面積に1メートル若しくは1平方メートル未満の端数があるときは、1メートル又は1平方メートルとして計算する。
2. 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるか、その期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。
 その中でさらに1ヶ月未満の端数があるときは、1ヶ月として計算する。
 同様に、使用料が月額で定められている物件の使用期間が1ヶ月未満であるか、その機関に1ヶ月未満の端数があるときも、1ヶ月として計算する。
3. 使用料の年額計算にあたっては、面積・数量に応じて計算した金額（上記票の区分ごとの）が100円に満たない場合、これを100円として計算する。
 なお、月割計算も、この前提で計算した年額を基に計算する。